

社会福祉法人 大洲育成園

～虐待防止・身体拘束適正化指針～

令和4年4月1日策定

障がい者支援施設 大洲育成園

短期入所施設 大洲育成園

相談支援事業所 大洲育成園

障がい者支援施設 大洲市立大洲学園第1部

障がい者支援施設 大洲市立大洲学園第2部

「虐待防止 指針」

【1】基本的な考え方

組織として一体的に対応することができるよう、総合施設長を虐待防止対応責任者として定めるとともに、虐待への初動対応の方法をあらかじめ定め、虐待が発生した場合は、利用者の安全・安心の確保を最優先に、初動体制を確保します。

【2】組織としての対応

- ① 平素から、人権に関する定期的な研修の実施など職員の意識の向上に努め、速やかな報告を職員の義務として認識させます。
- ② 虐待に関する相談・外部からの通報等があった場合は、職員は直ちに大洲市障がい者虐待防止センターに通報します。また、虐待防止マネジャーに報告して、マネジャーは直ちに施設長に報告し、虐待防止委員会を速やかに開催し、必要な対応を実施します。
- ③ 虐待が発生した場合には、虐待防止委員会は、利用者等の安全・安心の確保を第一として、迅速に対応することを基本とします。

【3】利用者や家族への配慮

総合施設長等は、被害者等のプライバシーの保護や名誉その他の人権を尊重することを最優先に対応します。

- ① 法人として、家族等に対して、速やかに誠意ある対応、説明を行います。報道機関からの取材等には、被害者等のプライバシーを保護するとともに、説明責任を果たす観点から、評議員会・理事会の役員会を開催し対応者を定めて、適切に対応します。

【4】通報・対応の手順

虐待の情報を得た職員・保護者等は、速やかに、電話等により、第一報を大洲市障害がい者虐待防止センター〔電話：24-1758〕に通報します。

- ① 虐待に関する情報を得た職員等は、直ちに利用者への適切な配慮をした上で、虐待防止委員長に報告し、虐待防止委員会を開催して速やかに必要な対応を実施します。
- ② 総合施設長等は、通報の内容等を記録するとともに情報を分析し、可能性がある場合は、速やかに通報等の記録とともに大洲市障がい者虐待防止センター〔電話：24-1758〕に報告します。

「身体拘束適正化 指針」

【1】基本的な考え方

正当な理由なく障害者の身体を拘束することは身体的虐待に該当する行為です。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待の第一歩となる危険があるので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にします。判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道徳を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組みます。

【2】身体拘束禁止の対象となる行為

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋を付ける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

【3】やむを得ず身体拘束を行う 3要件

- ① 切迫性：身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件であり、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

【4】やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

- ① 個別支援会議で慎重に検討し、組織が決定します。
- ② 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。

- ③ 利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。
- ④ 身体拘束を行った場合、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

「虐待防止・身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制」

【1】虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の設置

当法人では、虐待防止・身体拘束の廃止に向けて「虐待防止・身体拘束適正化検討委員会」を各事業所に設置します。

① 設置目的

- ・施設内での虐待防止・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・虐待防止・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・成年後見制度の利用支援

② 虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は3ヶ月に1度の定期開催とし、必要に応じてその都度開催します。

虐待防止・身体拘束適正化検討委員会の構成（委員は各事業所に配置します。）

委員長：大洲育成園 施設長 大洲学園 施設長

委員：事務長（大洲育成園・大洲学園1部・2部 兼務）

虐待防止マネジャー：各事業所のサービス管理責任者

委員：主任・相談支援専門員・看護師・支援員

第三者委員（必要に応じて）

※この委員会の委員長は施設長とし、事業所毎にその時参加可能な委員で構成する。

【2】虐待防止・身体拘束適正化のための職員研修に関する基本指針

当法人では従事者に対し虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

① 研修の実施

- ・虐待防止・身体拘束適正化のための研修開催は研修プログラムを作成し、年2回以上開催します。また開催は6月及び3月を基本開催月とします。
- ・新規採用職員がある場合は虐待防止・身体拘束適正化のための研修を必ず行います。
- ・研修が必要と思われる事象が発生した場合は随時研修を実施します。

② 研修の内容

虐待防止・身体拘束適正化のための研修内容は基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに指針に基づいた内容で実施をします。

③ 研修の記録

虐待防止・身体拘束適正化のための研修を法人内で実施し、実施の内容は開催の都度、記録を作成します。

*当該指針の閲覧について

この指針は施設内に掲示しいつでも閲覧できるようにすると共に、当法人のホームページにも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

(附則)

- 1 本指針は、令和4年4月1日より施行する。
- 2 本指針は、令和5年4月1日より施行する。